

尾張旭市監査公表第15号

令和3年3月1日付け尾張旭市監査公表第7号をもって公表した定例監査結果報告について、令和3年3月12日付け2議第277号で市議会議長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年3月31日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

議会事務局議事課

監査の指摘事項	措置状況
<p>市議会政務活動費について、議員辞職に伴い所属議員数が減少したため、交付決定額の変更の必要が生じたが、尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例第4条第5項に規定されている事務手続によらない調整方法をとっていた。また、部長専決である交付金の変更についての決裁が課長において行われている。尾張旭市決裁規程により、変更後の金額が50万円を超える交付金については、部長専決事項とされている。</p>	<p>指摘事項につきましては、尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例及び尾張旭市決裁規程に基づき適正な事務を行うよう改善します。</p>